

平成25年度
鹿児島大学法科大学院

第2次募集

法律学試験問題(I 方式)
「民事訴訟法・刑事訴訟法」

平成25年3月3日(日)
14時30分～16時10分

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて5ページある。
3. 試験(解答)用紙は4枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号欄に受験番号(横書き)、試験科目欄に試験科目(民事訴訟法または刑事訴訟法)を記入すること。
5. 試験用紙右上の「No. 」欄に、試験科目ごとのページ番号を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号、試験科目、ページ番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、すべて試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この小論文問題冊子と下書き用紙は、持ち帰ってよい。

民事訴訟法(配点100点)

【問】 次の事例について、設問に答えよ（なお、各設問は、相互に独立した問いとして回答すること）。

《事例》 1 XはYとの間で、Yが所有する動産（ α ）につき売買契約を締結した。

2 約定の期日が到来したが、YからXに対し、 α の給付はされなかった。

3 そこで、XはYに対し、売買契約を理由として、 α の引渡を求めて訴えを提起した。

4 この訴訟の口頭弁論期日において、Yは、「Xから代金の支払を受けていないので、所定額の代金が弁済されるまで α の引渡を拒絶する」と主張した。これに対して、Xは、Y側に先履行の特約がある旨主張して争った。

■設問1 審理の結果、このYの主張が認められた場合、裁判所が、Xの請求を棄却する判決をすることは適切と考えられるか。適切でないとすると、どのような判決をすべきか。

5 その後の口頭弁論期日で、裁判所は和解を勧誘し、その結果、XY間で「①Yは、Xに対し、 α を引き渡すものとする。②引渡を受けた日の1週間後に、XはYに対し、代金を支払うものとする。③訴訟費用は、Xの負担とする」ことを内容とする和解が成立し、これが調書に記載され、訴訟は終了した。

6 ところが、Yが α を引き渡さないため、Xは、Yとの間の和解を解除し、改めてYに対し、売買契約に基づいて、 α の引渡を求め、訴えを提起した。

■設問2 この訴訟で、Yが、本案前の抗弁として、前訴の終了原因である和解が解除されたのだから、和解による効果の一切が遡って消滅し、したがって、Xによる本訴の提起は、重複訴訟禁止の原則に抵触すると主張した場合、かかる主張に対して、X側の立場から反論せよ。

刑事訴訟法(配点100点)

問1

次の事例を読んで設問に答えなさい。

事例

1. 平成24年5月3日午後6時30分ころ、K警察署に勤務するA巡査は、K駅前の路上を警らしていたところ、青白い顔して大量の汗をかいている男性Xが意味不明のことをつぶやきながら歩いているのを現認した。Aは、Xに停止を求め、職務質問を行ったところ、問いかけに対するXの応答が支離滅裂であったことから、Aは、Xが何らかの禁止薬物を使用している可能性が高いと判断して、K警察署への任意同行を求めた。Xはこれに従ってK警察署まで同行した。

2. K警察署において、AらがXに尿の任意提出を求めたところ、Xはこれに応じた。採取されたXの尿を鑑定すると、尿から覚せい剤成分が検出された。この尿の鑑定結果を疎明資料としてXの逮捕状が請求・発付され、同日午後8時30分ころ、Xは覚せい剤取締法違反(自己使用)で通常逮捕された。Xは、その後の取調べに対して、5月1日午後2時ころに自宅で覚せい剤を水に溶いたものを自ら注射して使用したと供述した。

3. 同年5月15日、XはK地方裁判所に起訴された。起訴状に記載された公訴事実は以下のとおりである。

公訴事実

Xは、法定の除外事由がないのに、平成24年5月1日午後2時ころ、K県K市〇〇<地番略>所在X方において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンを含有する水溶液若干量を自己の身体に注射し、もって覚せい剤を使用した。

4. 公判において、弁護人がXの勤務先の会社の上司であるWの証人尋問を請求した。Wは、5月1日はXは午前8時ころに出社し、午後8時に残業を終えて退勤するまで自分と行動を共にしており、その間に一度も帰宅していないことを証言した。また、Xは、被告人質問において、5月1日は会社に出勤しており、その間に覚せい剤を使用したことはないこと、覚せい剤を使用したのはその日ではなく、5月3日の午後1時ころであり、自分の妻であるYから注射してもらったことを供述した。

5. これらの経緯を受けて、検察官は、裁判所に対して、以下のような予備的訴因の追加を請求した。

予備的訴因

Xは、Yと共謀のうえ、法定の除外事由がないのに、平成24年5月3日午後1時ころ、

K県K市〇〇<地番略>所在X方において、Yをして、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンを含有する水溶液若干量を自己の身体に注射させ、もって覚せい剤を使用した。

設問

裁判所は、本件における予備的訴因の追加を認めるべきか。

問2

捜査段階における勾留と起訴後の勾留の異同について、条文に則して説明しなさい。